

## 令和6年度長崎大学入学者選抜方法等の主な変更点（概要）

### 【多文化社会学部】

#### (1) 募集人員の変更

一般選抜（前期日程）、総合型選抜Ⅰ、及び学校推薦型選抜Ⅱの募集人員を次のとおり変更します。

＜令和5年度＞

コース名	一般選抜 (前期日程)	総合型選抜Ⅰ	学校推薦型選抜Ⅱ
国際公共政策コース 社会動態コース 共生文化コース 言語コミュニケーションコース	<u>68</u>	<u>12</u>	<u>10</u>
オランダ特別コース	<u>7</u>	3	



＜令和6年度＞

コース名	一般選抜 (前期日程)	総合型選抜Ⅰ	学校推薦型選抜Ⅱ
国際公共政策コース 社会動態コース 共生文化コース 言語コミュニケーションコース	<u>72</u>	<u>7</u>	<u>15</u>
オランダ特別コース	<u>3</u>	3	

(内訳) 総合型選抜Ⅰ

＜令和5年度＞

コース名	総合型選抜Ⅰ	
	一般枠	グローバル・国際 バカロレア枠
国際公共政策コース 社会動態コース 共生文化コース 言語コミュニケーションコース	<u>10</u>	<u>2</u>
オランダ特別コース	3	



＜令和6年度＞

コース名	総合型選抜Ⅰ	
	一般枠	グローバル・国際 バカロレア枠
国際公共政策コース 社会動態コース 共生文化コース 言語コミュニケーションコース	<u>6</u>	<u>1</u>
オランダ特別コース	3	

## (2) 選抜方法の変更

一般選抜（前期日程）において、大学入学共通テストの得点による第1段階選抜を廃止します。

## (3) 採点・評価基準の変更

① 一般選抜（前期日程）の採点・評価基準を次のとおり変更します。

(旧) 面接（個人）（オランダ特別コースのみ）

複数の面接員により行う。

日本語及び英語により実施し、意欲・積極性、思考力及び語学力（英語）を評価する。

(新) 面接（個人）（オランダ特別コースのみ）

日本語及び英語により実施し、意欲・積極性、思考力及び語学力（英語）を評価する。

② 学校推薦型選抜Ⅱの採点・評価基準を次のとおり変更します。

(旧) 面接（個人）

複数の面接員により行う。

日本語及び英語により実施し、提出された書類（志望理由書、調査書、推薦書等）とプレゼンテーションを参考に、志望動機、批判的・論理的思考力、コミュニケーション・自己表現能力、多文化状況への興味・関心、英語能力等を総合的に判断する。

(新) 面接（個人）

日本語及び英語により実施し、提出された書類（志望理由書、調査書、推薦書等）とプレゼンテーションを参考に、志望動機、批判的・論理的思考力、コミュニケーション・自己表現能力、多文化状況への興味・関心、英語能力等を総合的に判断する。

③ 帰国生徒選抜の採点・評価基準を次のとおり変更します。

(旧) 面接（個人）

複数の面接員により行う。

日本語及び英語により実施し、提出された書類を参考に、志望動機、勉学意欲、思考力、英語能力等を総合的に判断する。

(新) 面接（個人）

日本語及び英語により実施し、提出された書類を参考に、志望動機、勉学意欲、思考力、英語能力等を総合的に判断する。

④ 外国人留学生選抜の採点・評価基準を次のとおり変更します。

(旧) 面接（個人）

複数の面接員により行う。

日本語及び英語により実施し、提出された書類（TOEFL等の成績）、日本留学試験の成績を参考に、日本語運用能力並びに志望動機、勉学意欲、思考力、英語能力等を総合的に判断する。

(新) 面接（個人）

日本語及び英語により実施し、提出された書類（TOEFL等の成績）、日本留学試験の成績を参考に、日本語運用能力並びに志望動機、勉学意欲、思考力、英語能力等を総合的に判断する。

## (4) 合否判定基準の変更

① 一般選抜（前期日程）の合否判定基準を次のとおり変更します。

(旧) (1) 大学入学共通テストの外国語の得点率が75%以上の者第1段階選抜の合格者とする。

(2) (1)にかかわらず、大学入試センターが発表する大学入学共通テスト（本試験）平均点（中間集計）における英語の平均点（リーディングとリスニングの平均点を長崎大学が指定する得点比率に応じて200点満点に換算）を考慮して、(1)の得点率（英語に限る。）を引き下げることがある。

なお、得点率の見直しの有無及び見直し後の得点率は、令和5年1月20日頃に長崎大学ホームページ（入試情報サイト）で発表する。

(3) TOEFL iBT（Home Editionを含む。）61点以上（Test Dateスコアに限る。）、TOEIC L&R 730点以上、TOEIC L&R+TOEIC S&W 1000点以上、実用英語技能検定（英検、英検CBT又は英検S-CBT）準1級以上、IELTS 5.5以上、GTEC（4技能版）1140点以上又はTEAP 334点以上のいずれかのスコア・級を有する者で出願時に申請したものは、大学入学共通テストの外国語の得点を満点として取り扱う。よって第1段階選抜の合格者とする。

(4) 大学入学共通テストと個別学力検査等の得点を総合して、高得点順に合格者を決定する。

(5) 合格者の最下位者が同点で複数いる場合、その同点者全員を合格とする。

(6) 批判的・論理的思考力テスト（総合問題）において、評価が著しく低い者は、大学入学共通テスト等の成績にかかわらず、不合格とすることがある。

(7) 面接において、評価が著しく低い者は、大学入学共通テスト等の成績にかかわらず、不合格とすることがある。（オランダ特別コースのみ）

- (新) (1) 大学入学共通テストと個別学力検査等の得点を総合して、高得点順に合格者を決定する。  
 (2) 合格者の最下位者が同点で複数いる場合、その同点者全員を合格とする。  
 (3) 次の(ア)～(イ)のいずれかに該当する者は不合格とする。  
 (ア) 批判的・論理的思考力テストにおいて、得点率が30%未満の者。  
 (イ) 面接の得点率が50%未満の者(オランダ特別コースのみ)。
- ② 総合型選抜Ⅰの合否判定基準を次のとおり変更します。  
 (旧) (1)～(2) 略  
 (3) 筆記試験で評価が著しく低い者、面接試験において評価(志望動機を含む意欲・積極性、多文化状況への興味・関心)が著しく低い者又は総得点がある一定の基準に達していない者については、不合格とすることがある。  
 (新) (1)～(2) 略  
 (3) 面接の得点率が50%未満の者は、不合格とする。
- ③ 学校推薦型選抜Ⅱの合否判定基準を次のとおり変更します。  
 (旧) (1) 大学入学共通テストの外国語の得点率が原則として70%に満たない場合は不合格とする。  
ただし、別途指定の外国語検定試験のスコア・級を有するもので、出願時に申請したものは、大学入学共通テストの外国語の得点率が70%に満たない場合であっても、外国語の得点率を理由とした不合格の対象者としなない。  
 (2) 大学入学共通テストと個別学力検査等の高得点順に合格者を決定する。  
 (3) 合格者の最下位者が同点で複数いる場合、その同点者全員を合格とする。  
 (4) 面接において、評価が著しく低い者は、大学入学共通テスト等の成績にかかわらず、不合格とすることがある。  
 (新) (1) 大学入学共通テストと学力検査等の高得点順に合格者を決定する。  
 (2) 合格者の最下位者が同点で複数いる場合、その同点者全員を合格とする。  
 (3) 面接の得点率が50%未満の者は、不合格とする。
- ④ 帰国生徒選抜の合否判定基準を次のとおり変更します。  
 (旧) (1) 面接の得点率が70%以上の者を対象に、得点を総合して、高得点順に合格者を決定する。  
 (2) 略  
 (3) 面接試験において評価(志望動機を含む意欲・積極性、多文化状況への興味・関心)が著しく低い者については、不合格とすることがある。  
 (新) (1) 面接での得点率が、高得点順に合格者を決定する。  
 (2) 略  
 (3) 面接の得点率が70%未満の者は、不合格とする。
- ⑤ 外国人留学生選抜の合否判定基準を次のとおり変更します。  
 (旧) (1) 提出された書類(TOEFL等の成績)、日本留学試験の成績及び面接の得点を総合して、高得点順に合格者を決定する。  
 (2) 略  
 (3) 面接試験において評価(志望動機を含む意欲・積極性、多文化状況への興味・関心)が著しく低い者については、不合格とすることがある。  
 (新) (1) 日本留学試験と面接の得点を総合して、高得点順に合格者を決定する。  
 (2) 略  
 (3) 面接の得点率が50%未満の者は、不合格とする。

## 【教育学部】

### (1) 教科・科目の変更

学校推薦型選抜Ⅱの中学校教育コース文系において課す学力検査について、小論文を課さないこととします。

### (2) 採点・評価基準の変更

- ① 学校推薦型選抜Ⅱの中学校教育コース文系において、採点・評価基準を次のとおり変更します。

(旧) 面接(個人)

調査書、志望理由書、推薦書等の出願書類を参考に、国語科教育、社会科教育又は英語科教育に関する熱意、意欲、目的意識等を評価し、教育者を目指すにあたっての諸能力を総合的に判断する。

(新) 面接(個人)

調査書、志望理由書、推薦書等の出願書類を参考に、国語科教育、社会科教育又は英語科教育に関する熱意、意欲、目的意識、及び、志望する教科に関する思考力・判断力・表現力等を評価し、教育者を目指すにあたっての諸能力を総合的に判断する。

② 学校推薦型選抜Ⅱの中学校教育コース理系において、採点・評価基準を次のとおり変更します。

(旧) 面接 (個人)

調査書、志望理由書、推薦書等の出願書類を参考に、数学教育又は理科教育に関する熱意、意欲、目的意識等の評価し、併せて、数学の教科に関する知識、理解力、数理的思考能力等又は理科の教科に関する知識と能力を口頭試問(理科においては観察、実験に関する簡単な操作を含む。)し、教育者を目指すにあたっての諸能力を総合的に判断する。

(新) 面接 (個人)

調査書、志望理由書、推薦書等の出願書類を参考に、数学教育又は理科教育に関する熱意、意欲、目的意識等の評価し、併せて、数学又は理科の教科に関する知識や理解力などを評価することで、教育者を目指すにあたっての諸能力を総合的に判断する。

## 【経済学部】

### 合否判定基準の変更

一般選抜(前期日程)の合否判定基準を次のとおり変更します。

(旧) (1) 略

(2) ペーパー・インタビューの評価が著しく低い場合には、大学入学共通テスト及び個別学力検査等の成績にかかわらず、不合格とすることがある。

(新) (1) 略

(2) 合格者の最下位者が同点で複数いる場合、その同点者全員を合格とする。

(3) ペーパー・インタビューの評価が著しく低い場合には、大学入学共通テスト及び個別学力検査等の成績にかかわらず、不合格とすることがある。

## 【医学部医学科】

### (1) 募集人員について

① 地域の医師確保の観点による募集人員

本学医学部医学科の令和5年度入学定員には、令和5年度までを期限とする文部科学省から認可を受けた暫定的な増員20人が含まれており、その増員には医師不足の深刻な地域の医師確保の観点からの増員(以下、「地域枠増員」という。)19人が含まれていました。

この地域枠増員の令和6年度における取扱いについては、暫定的な措置により、概ね現状の増員が維持される可能性がありますが、現時点では未定となっておりますので、詳細は決まり次第、本学ホームページ(入試情報サイト)でお知らせする予定です。

なお、この地域枠増員は現在、以下の各入試枠の募集人員に含まれており、その入学者には、各県からの修学資金貸与が義務付けられています。

今後、地域枠増員が維持される場合においても、地域枠増員の趣旨に鑑み、以下と同様に地域医療に従事し貢献する明確な意思を持った方を求めることとなりますので、予めお知らせします。

<令和5年度時点>

入試枠名	募集人員		修学資金			
		(うち地域の医師確保の観点からの増員分)	貸与する県	修学資金名	医師免許取得後の従事要件及び年数(貸与金及び利息の返還免除要件)	問合せ先
学校推薦型選抜ⅡB (地域医療特別枠)	15	(15)	長崎県	長崎県医学修学資金	一定期間(貸与期間の1.5倍)、長崎県病院企業団等に勤務(初期臨床研修含む)し、その期間の2分の1以上を離島に勤務	長崎県福祉保健部 医療人材対策室 (TEL 095-895-2421)
学校推薦型選抜ⅡC (佐賀県枠)	2	(2)	佐賀県	佐賀県医師修学資金	貸与期間の2分の3に相当する期間(1年未満切上げ)、佐賀県キャリア形成プログラムの適用を受け、県内での2年間の初期臨床研修後、県内の公的医療機関等の総合診療科、内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科又は救急科等で勤務	佐賀県健康福祉部 医務課医療人材政策室 (TEL 0952-25-7358)
学校推薦型選抜ⅡC (宮崎県枠)	2	(2)	宮崎県	宮崎県医師修学資金	医療法のキャリア形成プログラム(原則9年間)の適用を受け、貸与期間の1.5倍の期間、県が指定する公的医療機関等で勤務(初期臨床研修含む)	宮崎県福祉保健部 医療薬務課 (TEL 0985-26-7451)

② 令和5年度までを期限とする暫定的な増員（地域枠増員除く）

前述①のとおり、本学医学部医学科の令和5年度入学定員には、令和5年度までを期限とする文部科学省から認可を受けた暫定的な増員20人が含まれていましたが、その増員のうち地域枠増員以外で1人の増員が以下の入試枠に含まれていました。

この地域枠増員分を除く1人についての令和6年度における取扱いについては、前述①の地域枠増員同様に、暫定的な措置により、概ね現状の増員が維持される可能性があります、現時点では未定となっておりますので、詳細は決まり次第、本学ホームページ（入試情報サイト）でお知らせする予定です。

<令和5年度時点>

入試枠名	募集人員	
	（うち暫定的な増員分）	
学校推薦型選抜ⅡD（研究医枠）	10	（1）

(2) 募集人員の変更

一般選抜（前期日程）及び学校推薦型選抜ⅡD（研究医枠）の募集人員を次のとおり変更します。

<令和5年度>

一般選抜 （前期日程）	学校推薦型選抜Ⅱ 研究医枠
71人	9人+α（注）



<令和6年度>

一般選抜 （前期日程）	学校推薦型選抜Ⅱ 研究医枠
76人	4人+α（注）

（注）については4ページ医学部医学科「(1)募集人員について」を参照してください。

(3) 合否判定基準の変更

① 一般選抜（前期日程）の合否判定基準を次のとおり変更します。

（旧）(1) 大学入学共通テストの得点、個別学力検査の得点及び面接の得点を総合して、高得点順に合格者を決定する。ただし、面接の評価が著しく低い場合には、大学入学共通テスト及び個別学力検査等の成績にかかわらず、不合格とする。

(2) 略

（新）(1) 大学入学共通テストの得点、個別学力検査等の得点及び面接の得点を総合して、高得点順に合格者を決定する。ただし、面接の評価が著しく低い場合には、大学入学共通テスト及び個別学力検査等の成績にかかわらず、不合格とする。

(2) 略

② 学校推薦型選抜Ⅱの合否判定基準を次のとおり変更します。

（旧）(1) 【学校推薦型選抜ⅡA/B】

① 高等学校長等から提出された調査書、推薦書、本人自筆の志望理由書、大学入学共通テストの成績及び学力検査等の評価を総合して合格者を決定する。

②～③ 略

【学校推薦型選抜ⅡC】

高等学校長等から提出された調査書、推薦書、本人自筆の志望理由書、大学入学共通テストの成績及び面接の評価を総合して合格者を決定する。

ただし、大学入学共通テスト指定教科・科目の総合計の得点率が、原則として75%に満たない場合は不合格とする。

また、面接の評価が著しく低い場合には、大学入学共通テスト及び学力検査等の成績にかかわらず、不合格とする。

【学校推薦型選抜ⅡD】

① 略

② 大学入学共通テスト指定教科・科目の総合計の得点率が、原則として75%に満たない場合は不合格とする。

③ 日本語及び英語による面接のいずれかの評価が著しく低い場合には、大学入学共通テスト及び学力検査等の成績にかかわらず、不合格とする。



(2) 総得点が同点の場合は、次の順序で決定する。

- ① 略
- ② 調査書・推薦書・本人自筆の志望理由書の得点が上位の者
- ③ 略

(新) (1) 【学校推薦型選抜ⅡA】

① 高等学校長等から提出された調査書、推薦書、本人自筆の志望理由書、大学入学共通テストの成績及び個人面接の評価を総合して合格者を決定する。

②～③ 略

【学校推薦型選抜ⅡB】

① 高等学校長等から提出された調査書、推薦書、本人自筆の志望理由書、大学入学共通テストの成績、小論文及び個人面接の評価を総合して合格者を決定する。

② 出願時に届け出た第1希望及び第2希望に基づき、第1希望を優先して、次のように合格者を決定する。

まず、第1希望について、①の総得点の高い順に合格者を決定する。第1希望の合格者で募集人員に満たない場合は、その不足した人員を第2希望の受験者を対象に①の総得点の高い順に合格者を決定する。

③ 大学入学共通テスト指定教科・科目の総合計の得点率が、原則として75%に満たない場合は不合格とする。

また、面接の評価が著しく低い場合には、大学入学共通テスト及び学力検査等の成績にかかわらず、不合格とする。

【学校推薦型選抜ⅡC】

① 高等学校長等から提出された調査書、推薦書、本人自筆の志望理由書、大学入学共通テストの成績及び個人面接の評価を総合して合格者を決定する。

② 大学入学共通テスト指定教科・科目の総合計の得点率が、原則として75%に満たない場合は不合格とする。

また、面接の評価が著しく低い場合には、大学入学共通テスト及び学力検査等の成績にかかわらず、不合格とする。

【学校推薦型選抜ⅡD】

① 略

② 大学入学共通テスト指定教科・科目の総合計の得点率が、原則として75%に満たない場合は不合格とする。

また、日本語及び英語による面接のいずれかの評価が著しく低い場合には、大学入学共通テスト及び学力検査等の成績にかかわらず、不合格とする。

(2) 総得点が同点の場合は、次の順序で決定する。

- ① 略
- ② 調査書・推薦書・本人自筆の志望理由書の総得点が上位の者
- ③ 略

#### (4) その他の変更

学校推薦型選抜Ⅱの面接方法を個人に変更します。

## 【医学部保健学科】

### (1) 募集人員の変更

一般選抜（前期日程）及び学校推薦型選抜Ⅱの募集人員を次のとおり変更します。

<令和5年度>

専攻名	一般選抜（前期日程）	学校推薦型選抜Ⅱ
看護学専攻	54人	14人
理学療法学専攻	24人	3人
作業療法学専攻	14人	3人
計	92人	20人



<令和6年度>

専攻名	一般選抜（前期日程）	学校推薦型選抜Ⅱ
看護学専攻	50人	18人
理学療法学専攻	24人	3人
作業療法学専攻	14人	3人
計	88人	24人

### (2) 合否判定基準の変更

① 一般選抜（前期日程）の合否判定基準を次のとおり変更します。

(旧) (1) 大学入学共通テストの得点、個別学力検査等（外国語、面接及び調査書）の成績の総得点で判定し、合格者を決定する。

ただし、面接の評価が著しく低い場合には、大学入学共通テストの成績及び個別学力検査等（外国語及び調査書）の成績にかかわらず、不合格とすることがある。

(2) 略

(新) (1) 大学入学共通テストの得点、個別学力検査等（外国語、面接及び調査書）の成績の総得点で判定し、合格者を決定する。

ただし、面接の得点率が20%以下の者は、大学入学共通テストの成績及び個別学力検査等（外国語及び調査書）の成績にかかわらず、不合格とすることがある。

(2) 略

② 学校推薦型選抜Ⅱの合否判定基準を次のとおり変更します。

(旧) (1) 大学入学共通テスト、小論文、面接及び調査書・推薦書・志望理由書の成績の総得点で判定し、合格者を決定する。

ただし、小論文又は面接のいずれかの得点が著しく低い者については、個別に審査して合否を決定する。

(2) 略

(新) (1) 大学入学共通テスト、小論文、面接及び調査書・推薦書・志望理由書の成績の総得点で判定し、合格者を決定する。

ただし、小論文又は面接の得点率が20%以下の者は、個別に審査して合否を決定する。

(2) 略

③ 社会人選抜の合否判定基準を次のとおり変更します。

(旧) (1) 提出された書類等を参考にしつつ、小論文及び面接の成績の総得点で判定し、合格者を決定する。ただし、小論文又は面接のいずれかの得点が著しく低い者、あるいは総得点が一定の基準に達していない者については個別に審査して合否を決定する。

(2) 略

(新) (1) 提出された書類等を参考にしつつ、小論文及び面接の成績の総得点で判定し、合格者を決定する。ただし、小論文又は面接のいずれかの得点率が20%以下の者、あるいは総得点の得点率が60%未満の者については個別に審査して合否を決定する。

(2) 略

## 【薬学部】

### (1) 出願要件の変更

薬学部薬科学科の学校推薦型選抜Ⅱにおいて、「長崎大学薬学部・薬科学ゼミナール」の受講修了を出願要件に加えます。詳細は68ページ「(3) 学校推薦型選抜【薬学部】〔学校推薦型選抜Ⅱ〕薬学部 薬科学科」を参照してください。

### (2) 推薦人員の変更

学校推薦型選抜Ⅱの1学校あたりの推薦人員を次のとおり変更します。

(旧) 1学校あたりの推薦人員は、2人以内とする。

(新) 1学校あたりの推薦人員は制限しない。

### (3) 合否判定基準の変更

学校推薦型選抜Ⅱの合否判定基準を次のとおり変更します。

(旧) (1) 調査書、推薦書、志望理由書、大学入学共通テスト及び面接の総点数で決定する。

ただし、大学入学共通テスト指定教科・科目の総合計の得点率が、原則として薬学科は80%、薬科学科は70%に満たない場合、不合格とする。

また、面接の評価が著しく低い場合には、大学入学共通テスト及び学力検査等の成績にかかわらず、不合格とすることがある。

(2) 略

(新) (1) 調査書、推薦書、志望理由書、大学入学共通テスト及び面接の総点数で決定する。

ただし、大学入学共通テスト指定教科・科目の総合計の得点率が、原則として薬学科は75%、薬科学科は65%に満たない場合、不合格とする。

また、面接の評価が著しく低い場合には、大学入学共通テスト及び学力検査等の成績にかかわらず、不合格とすることがある。

(2) 略

## 【情報データ科学部】

### (1) 選抜方法の変更

① 一般選抜（前期日程）及び一般選抜（後期日程）の選抜方法を「選抜方法A（文系受験）」及び「選抜方法B（理系受験）」での選抜へ変更します。詳細は37, 38ページ「(1) 一般選抜 ④学力検査の実施教科・科目等及び配点 情報データ科学部」を参照してください。

② 学校推薦型選抜Ⅰの選抜方法を次のとおり変更します。

(旧) 大学入学共通テストを免除し、高等学校長等から提出された調査書、推薦書、本人自筆の志望理由書及び面接（数学・情報関連科目・英語の基礎学力を総合的に問う口述試験を含む。また、ペーパーによる小テストを組み合わせる場合もある。）の評価を総合して合格者を決定する。ただし、面接の評価が著しく低い場合は、不合格とする。

(新) 大学入学共通テストを免除し、高等学校長等から提出された調査書、推薦書、本人自筆の志望理由書、小テスト（数学・情報関連科目）及び面接（英語能力及び適性を問う口述試験を含む。）の評価を総合して合格者を決定する。ただし、面接の得点率が33%未満の場合は、不合格とする。

### (2) 教科・科目の変更

一般選抜（前期日程）において、個別学力検査の「理科」を課さないこととします。

一般選抜（後期日程）において、個別学力検査の「数学」を課さないこととし、「小論文」を課します。

### (3) 採点・評価基準の変更

① 一般選抜（後期日程）の採点・評価基準を次のとおり変更します。

(旧) 数学

高等学校の学習一般（数学）を前提とした筆記試験であり、成績を点数評価する。

・出題範囲

5科目（「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」、「数A」、「数B（数列・ベクトル）」）を出題範囲とする。ただし、出題範囲に「数B（確率分布と統計的な推測）」を加え、選択問題として出題する。

・成績評価

情報データ科学部で学ぶ資質や適性を基礎学力で問う。

(新) 小論文

課題に対する理解、批判的思考能力と思考内容を論理的に表現できる力を評価する。



② 学校推薦型選抜Ⅰの採点・評価基準を次のとおり変更します。

(旧) 面接(個人)(口述試験を含む)

複数の面接員により実施する。調査書、推薦書、志望理由書等の出願書類を参考に、志望動機、学習意欲、基礎知識、社会性、修学状況等についての質疑応答及び数学・情報関連科目・英語の口述試験によって適性と基礎学力をそれぞれ点数化する。英語は基礎的な短文の音読・読解・会話で評価する。数学の範囲は数Ⅰ、数Ⅱ、数Ⅲの全般とし、情報関連科目は情報技術検定程度の基礎学力を評価する。調査書の各科目の学習成績の状況も総合評価の参考にする。

(新) 小テスト

数学は、数Ⅰ、数Ⅱ、数Ⅲから出題し基礎学力を評価する。

情報関連科目は、「情報技術検定2級」、「情報処理検定2級」及び大学入学共通テスト「情報関係基礎」程度の基礎学力を評価する。

面接(個人)(口述試験を含む)

複数の面接員により実施する。調査書、推薦書、志望理由書等の出願書類を参考に、志望動機、学習意欲、基礎知識、社会性、修学状況等についての質疑応答及び英語の口述試験によって適性と基礎学力をそれぞれ点数化する。英語は基礎的な短文の音読・読解・会話で評価する。調査書の各科目の学習成績の状況も総合評価の参考にする。

③ 学校推薦型選抜Ⅱの採点・評価基準を次のとおり変更します。

(旧) 面接(個人)

複数の面接員により実施する。調査書、推薦書、志望理由書等の出願書類を参考に、志望動機、学習意欲、基礎知識、社会性、修学状況等及び課題作文についての質疑応答によって適性を点数化する。調査書の各科目の学習成績の状況も総合評価の参考にする。

(新) 面接(個人)

複数の面接員により実施する。調査書、推薦書、志望理由書等の出願書類を参考に、志望動機、学習意欲、基礎知識、社会性及び修学状況等についての質疑応答によって適性を点数化する。調査書の各科目の学習成績の状況も総合評価の参考にする。

#### (4) 合否判定基準の変更

① 一般選抜(前期日程)の合否判定基準を次のとおり変更します。

(旧) (1) 大学入学共通テストの得点と個別学力検査等の得点との総得点の高い順に合格者を決定する。

(2) 総得点が同点の場合は、次の順序で順位を決定する。

①個別学力検査等の得点が上位の者

②個別学力検査等の数学の得点が上位の者

③大学入学共通テストの数学の得点が上位の者

(新) (1) 選抜方法にかかわらず、大学入学共通テストの得点と個別学力検査等の得点との総得点の高い順に合格者を決定する。

(2) 総得点が同点の場合は、次の順序で順位を決定する。

①個別学力検査等の得点が上位の者

②大学入学共通テストの数学の得点が上位の者

② 一般選抜(後期日程)の合否判定基準を次のとおり変更します。

(旧) (1) 大学入学共通テストの得点と個別学力検査等の得点との総得点が50%以下の者は不合格とする。

(2) 大学入学共通テストの得点と個別学力検査等の得点との総得点の高い順に合格者を決定する。

(3) 総得点が同点の場合は、次の順序で順位を決定する。

①個別学力検査等の数学の得点が上位の者

②略

(新) (1) 選抜方法にかかわらず、大学入学共通テストの得点と個別学力検査等の得点との総得点が50%未満の者は不合格とする。

(2) 選抜方法にかかわらず、大学入学共通テストの得点と個別学力検査等の得点との総得点の高い順に合格者を決定する。

(3) 総得点が同点の場合は、次の順序で順位を決定する。

①個別学力検査等の得点が上位の者

②略

- ③ 学校推薦型選抜Ⅰの合否判定基準を次のとおり変更します。
- (旧) (1) 提出された書類等を参考にしつつ、面接（口述試験を含む。）の成績の得点で判定し、合格者を決定する。ただし、面接の評価が著しく低い場合は、不合格とする。
- (2) 略
- (新) (1) 提出された書類等を参考に、小テスト及び面接（口述試験を含む。）の成績の総得点で判定し、合格者を決定する。ただし、面接の得点率が33%未満の場合は、不合格とする。
- (2) 略
- ④ 学校推薦型選抜Ⅱの合否判定基準を次のとおり変更します。
- (旧) (1) 大学入学共通テストの成績、課題作文及び面接の成績の総得点で判定し、合格者を決定する。
- (2) 大学入学共通テスト指定教科・科目の総合計の得点率が、原則として60%未満の者は不合格とする。また、面接の評価が著しく低い場合には、大学入学共通テスト及び学力検査等の成績にかかわらず、不合格とする。
- (3) 合格者の最下位者が同点で複数いる場合、その同点者全員を合格とする。
- (新) (1) 大学入学共通テストの成績、課題作文及び面接の成績の総得点で判定し、合格者を決定する。ただし、総得点の得点率が、原則として60%未満の者は不合格とする。また、面接の得点率が33%未満の場合は、大学入学共通テスト及び学力検査等の成績にかかわらず、不合格とする。
- (2) 合格者の最下位者が同点で複数いる場合、その同点者全員を合格とする。
- ⑤ 外国人留学生選抜A（一般枠）の合否判定基準を次のとおり変更します。
- (旧) (1) 日本留学試験（100点）、小テスト（100点）及び面接（口述試験を含む。）（100点）の得点を総合し、総合得点率が60%以上の者を対象に、合格者を決定する。ただし、面接の評価が著しく低い場合は、不合格とする。
- (2) 略
- (新) (1) 日本留学試験（100点）、小テスト（100点）及び面接（口述試験を含む。）（100点）の総得点の得点率が60%以上の者を対象に、合格者を決定する。ただし、面接の得点率が33%未満の場合は、不合格とする。
- (2) 略
- ⑥ 外国人留学生選抜B（推薦枠）の合否判定基準を次のとおり変更します。
- (旧) (1) 出願書類（成績証明書、志望理由書）（100点）、小テスト（100点）及び面接（口述試験を含む。）（100点）の得点を総合し、総合得点率が60%以上の者を対象に、合格者を決定する。ただし、面接の評価が著しく低い場合は、不合格とする。
- (2) 略
- (新) (1) 出願書類（成績証明書、志望理由書）（100点）、小テスト（100点）及び面接（口述試験を含む。）（100点）の総得点の得点率が60%以上の者を対象に、合格者を決定する。ただし、面接の得点率が33%未満の場合は、不合格とする。
- (2) 略
- ⑦ 外国人留学生選抜C（国際バカロレア枠）の合否判定基準を次のとおり変更します。
- (旧) (1) 出願書類（IB最終試験6科目の成績評価証明書、志望理由書）（100点）及び面接（口述試験を含む。）（100点）の得点を総合し、合格者を決定する。ただし、面接の評価が著しく低い場合は、不合格とする。
- (2) 略
- (新) (1) 出願書類（IB最終試験6科目の成績評価証明書、志望理由書）（100点）及び面接（口述試験を含む。）（100点）の得点を総合し、合格者を決定する。ただし、面接の得点率が33%未満の場合は、不合格とする。
- (2) 略

## 【環境科学部】

### 配点の変更

一般選抜（前期日程）における選抜方法A（文系受験）の大学入学共通テストの配点を変更します。詳細は 39、40 ページ「(1) 一般選抜 ④学力検査の実施教科・科目等及び配点 環境科学部」を参照してください。

## 【水産学部】

### 合否判定基準の変更

- ① 一般選抜（前期日程）の合否判定基準を次のとおり変更します。
- (旧) (1) 大学入学共通テストの得点と個別学力検査等の得点との総得点で順位を決め、高得点順に合格者とする。  
ただし、ペーパー・インタビューの評価が著しく低い場合には、個別学力検査等の成績にかかわらず、不合格とすることがある。
- (2) 略
- (新) (1) 大学入学共通テストの得点と個別学力検査等の得点との総得点で順位を決め、高得点順に合格者とする。  
ただし、ペーパー・インタビューの評価が50%以下の場合には、個別学力検査等の成績にかかわらず、不合格とすることがある。
- (2) 略
- ② 一般選抜（後期日程）の合否判定基準を次のとおり変更します。
- (旧) (1) 大学入学共通テストの得点と個別学力検査等の得点との総得点で順位を決め、高得点順に合格者とする。  
ただし面接の評価が著しく低い場合には、大学入学共通テストの成績にかかわらず、不合格とすることがある。
- (2) 略
- (新) (1) 大学入学共通テストの得点と個別学力検査等の得点との総得点で順位を決め、高得点順に合格者とする。  
ただし面接の評価が20%以下の場合には、大学入学共通テストの成績にかかわらず、不合格とすることがある。
- (2) 略
- ③ 総合型選抜Ⅰの合否判定基準を次のとおり変更します。
- (旧) 課題論文、小テスト及び面接の総得点により順位づけし、高得点順に合格者を決定する。ただし、学力検査等（課題論文、小テスト及び面接）のいずれかの評価が著しく低い場合には、総得点にかかわらず、不合格とすることがある。
- (新) (1) 課題論文、小テスト及び面接の総得点により順位づけし、高得点順に合格者を決定する。ただし、面接の評価が20%以下の場合には、総得点にかかわらず、不合格とすることがある。
- (2) 合格者の最下位者が同点で複数いる場合、その同点者全員を合格とする。
- ④ 学校推薦型選抜Ⅱの合否判定基準を次のとおり変更します。
- (旧) (1) 大学入学共通テストの得点及び面接の評価の合計点を高得点順に並べ、合格者を決定する。ただし、面接の評価が著しく低い場合には、個別に審査して合否を決定する。
- (2) 略
- (新) (1) 大学入学共通テストの得点及び面接の評価の合計点を高得点順に並べ、合格者を決定する。ただし、面接の評価が20%以下の場合には、不合格とすることがある。
- (2) 略

上記以外の入試の詳細は、本冊子の関係ページで確認してください。